

2021年7月30日

株主各位

千葉県柏市十余二348番地  
昭和ホールディングス株式会社  
代表取締役社長兼最高経営責任者  
此下 竜矢

## 株主代表訴訟に関する公告

当社株主から当社取締役2名に対し損害賠償を請求する株主代表訴訟が、千葉地方裁判所松戸支部（令和3年（ワ）514号）に提起され、当社は2021年7月19日にその訴訟告知を受けましたので、会社法第849条第5項の規定により、公告いたします。

### 記

1. 訴訟告知人（原告株主）

此下竜矢

2. 訴訟対象者（被告）

当社取締役 ニコラス・ジェームズ・グロノウ、細野敦

3. 訴えの概要

被告2名の当社取締役としての行為により、当社が多額の弁護士費用負担する状況となっており、その金額は少なくとも1億5440万円にもなることから、善管注意義務違反及び忠実義務違反を理由として、被告へ当社に対し1億5440万円を支払うよう損害賠償請求を行うものです。

4. 提訴年月日

2021年7月1日

以上